

就労継続支援 B 型事業所利用者支援事業

申請の手引き

令和 2 年 8 月

兵庫県健康福祉部障害福祉局
ユニバーサル推進課

1 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響による兵庫県指定の就労継続支援 B 型事業の生産活動減退に伴う、利用者の工賃が減少しないよう支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は兵庫県とする。

○ 本補助実施主体等について

実施主体：兵庫県

補助対象：兵庫県が指定した就労継続支援 B 型事業所



他都道府県や政令・中核市（兵庫県内においては、神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市及び明石市）が指定した事業所は対象となりません。

3 対象期間

令和 2 年 4 月から 9 月

○ 本補助実施方法について

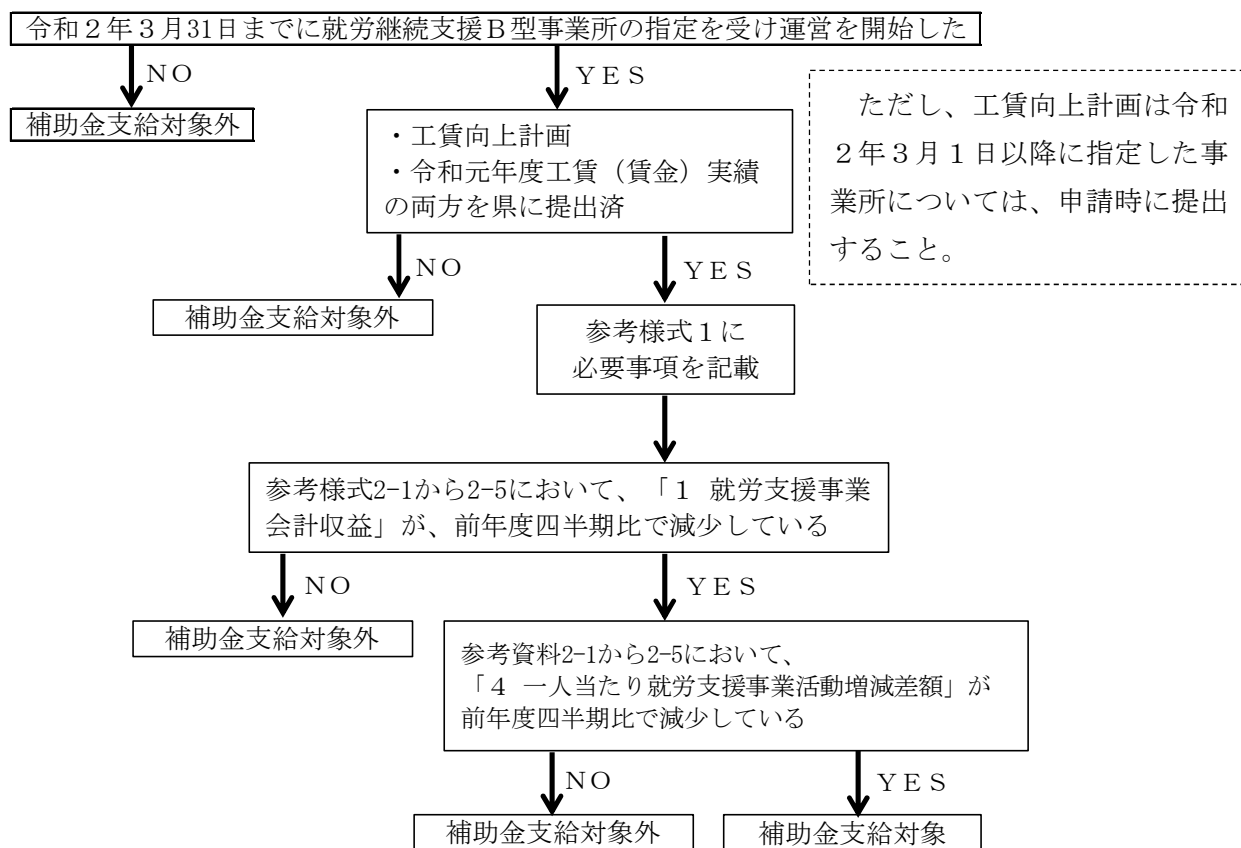
本補助事業は、令和 2 年 4 月から 6 月（以下、「令和 2 年度第一四半期」という。）分と、7 月から 9 月（以下、「令和 2 年度第二四半期」という。）分の 2 回に分割して申請及び請求する。（詳細後述）

4 対象となる事業所

次の要件に該当すること

- (1) 令和 2 年度第一四半期及び第二四半期の就労支援事業会計収益が、前年同期比で減少していること
- (2) 一人当たり就労支援事業活動増減差額が前年同期で減少していること（(1) 同期比）
- (3) 申請日時時点で兵庫県が指定する就労継続支援 B 型事業所を運営していること
- (4) 令和 2 年 3 月 31 日までに就労継続支援 B 型事業所の兵庫県の指定を受け、運営を開始していること
- (5) 令和 2 年 6 月 26 日付けユ第 1079 号「令和元年度工賃(賃金)実績報告等について」にある、令和元年度工賃(賃金)実績を提出していること
- (6) 平成 30 年 5 月 7 日付けユ第 1041 号「工賃向上計画の策定・提出について」にある工賃向上計画を提出していること（平成 30 年 5 月以降に新規指定の事業所については、指定後 6 か月以内に工賃向上計画を提出することとしている）

(参考：フロー図)



5 補助金交付額

補助金交付額は、補助金交付申請書（様式第1号）による事業所からの申請額の範囲内で兵庫県知事が必要と認めた額とし、補助金交付額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てます。

ただし、対象経費のうち、国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受けている事業所については、本事業の補助対象とはなりません。

- 「国又は地方公共団体からの他の補助金等」とは、持続化給付金、持続化補助金（小規模事業者持続化補助金）、家賃支援給付金、就労系障害福祉サービスの生産活動強化への支援事業、その他本事業と支援内容が重複すると兵庫県知事が認めるものを示します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、何らかの給付金等を申請した又は受領した場合は、個別に県担当者に相談してください。

- 補助金交付額の考え方

$(一人当たり就労支援事業活動増減差額) \times (工賃支払対象者実人数)$

※ いずれも四半期単位で算出する

6 申請

(1) 申請方法

本補助金は、同一法人の異なる事業所の申請を取りまとめて提出すること。

(2) 申請期限

第一四半期分 令和2年 9月 4日 (金) 必着 (郵送)

第二四半期分 令和2年 11月 20日 (金) 必着 (郵送)

(3) 申請時提出物

(第一四半期分、第二四半期分共通)

- ・補助金交付申請書 (様式第1号) ※第一四半期分のみ
- ・補助金変更交付申請書 (様式第7号) ※第二四半期分のみ
(ただし、4～9月分も記載いただきます)

・収支予算書 (別記)

・就労支援事業会計収益、就労支援事業活動増減差額等実績 (参考様式1)

・就労継続支援B型事業所利用者支援事業 補助金試算表

(参考様式2-1から2-5のうち該当するもの)

・就労継続支援B型事業所利用者支援事業所要額調書 (別紙1)

・就労継続支援B型事業所利用者支援事業計画書兼支給要件確認申立書 (別紙2)

(第一四半期分のみ提出)

・誓約書 (様式第1号の2)

・債権者登録書

・預金通帳の写し (金融機関名、預金種別、金融機関・支店番号、口座番号、口座名義人が確認できるもの)

(4) 補助金交付までのフロー

時期(予定)	対応事項
9月4日 〆切	補助金交付申請書等提出(第一四半期分)
9月下旬 ~10月	交付決定、概算払
11月下旬	補助金変更交付申請書等提出(第二四半期分)
12月下旬	変更交付決定
1月下旬	実績報告(第一・第二四半期分)
2月下旬	精算払

が事業所に対応する事項

7 提出先・照会先

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課障害者就労支援班

TEL:078-341-7711 FAX:078-362-9040

Mail:universal@pref.hyogo.lg.jp

阪神南・中播磨・丹波・淡路地域 阪田（内線 3041）

東播磨・西播磨・但馬地域 村井（内線 2836）

阪神北・北播磨地域 能地（内線 3036）

※ 質問がある場合は、質問票によりお問い合わせください。（電話でのお問い合わせはご遠慮ください。）

<参考様式 1 記載方法>

	工賃支払対象者 実人数 (A)	就労支援事業会計 収益 (B)	就労支援事業会計 費用 (工賃除く) (C)	就労支援事業活動増減 差額 (D=B-C)	一人一月あたり就労支援事 業活動増減差額(E=D/A)	支払い工賃総額 (F)	平均工賃月額 (G=F/A)
4月	13 人	200,000 円	20,000 円	180,000 円	13,846.2 円/月	180,000 円	13,846.2 円/人

平成 31 年 4 月から令和 2 年 9 月にかけて、青色セル着色部に必要事項を記載してください。

記載項目		留意事項
(A) (F)	工賃支払対象者実人数 支払い工賃総額	令和元年度工賃（賃金）実績の考え方に準ずる。（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL 4 参照） （除外可能な場合） ・人工透析など、通年かつ毎週 1 回以上引き続き通院する必要がある者 ・月の途中において、入院又は退院した者 等
(B)	就労支援事業会計収益	生産活動に係る事業の収益を記載してください。（受託業務や施設外就労等）
(C)	就労支援事業会計費用（工賃除く）	生産活動に係る事業に必要な経費（利用者に支払う工賃を除く）を記載してください。

※ 参考様式 1 に記載の事項で、令和元年度工賃（賃金）実績報告と項目が重複するもの（工賃支払対象者実人数 (A)、支払い工賃総額 (F)、平均工賃月額 (G)）は、両方の値が一致していることを必ず確認してください。

- 令和 2 年度第一四半期請求時は、令和 2 年 6 月までの実績（見込み可）を記載してください。（概算払）
- 令和 2 年度第二四半期請求時は、令和 2 年 9 月までの確定値を記載してください。（精算払）

＜参考様式 2－1 記載方法＞

対象：事業開始後最初の生産活動収入が平成 31 年 4 月末までの間に発生し、令和元年 5 月から令和 2 年 3 月末まで定員変更（増員）がない事業所

※ 参考様式 1 からすべて自動計算されるため、記載事項はありません。

＜参考様式 2－2 記載方法＞

対象：事業開始後最初の生産活動収入が令和元年 5 月から令和 2 年 1 月までの間に発生する事業所

	10月		11月		12月		R1実績（想定）	
R1	200,000	円	250,000	円	300,000	円	250,000	円
	15	人	14	人	15	人	14.7	人

令和元年度各月の実績について、同年度内における任意の連続した 3 か月の値を用いることとします。

＜参考様式 2－3 記載方法＞

対象：事業開始後最初の生産活動収入が令和 2 年 2 月に発生した事業所

	2月		3月		R1実績（想定）	
R1	200,000	円	180,000	円	190,000	円
	15	人	14	人	14.5	人

令和元年度各月の実績について、令和 2 年 2 月及び 3 月の平均値とします。

＜参考様式 2－4 記載方法＞

対象：事業開始後最初の生産活動収入が令和 2 年 3 月に発生した事業所

	3月		R1実績（想定）	
R1	180,000	円	180,000	円
	14	人	14.0	人

令和元年度各月の実績について、令和 3 月の値とします。

＜参考様式 2－5 記載方法＞

・平成 31 年 5 月以降定員変更（増員）した事業所は、比較する期間の値を、対前年同期に代えて、定員増後 3 か月の平均とすることを可能とします。

定員変更(増員)後 3 か月平均

	定員増の月		定員増の 1 月後		定員増の 2 月後		R1平均	
R1	150,000	円	150,000	円	190,000	円	163,333	円